

平成 22 年 6 月 20 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19530350  
 研究課題名（和文） アジア地域におけるファシリテーション・ペイメントの実態に関する調査研究  
 研究課題名（英文） A research study on realities of facilitation payments in Southeast Asia  
 研究代表者  
 梅田 徹（UMEDA TORU）  
 麗澤大学外国語学部・教授  
 研究者番号：70193935

研究成果の概要（和文）：海外進出日系企業を対象とする調査及び東南アジア 5 か国で操業する日系企業を対象とする調査を実施し、少額の支払い慣行を実態に迫ることができた。

研究成果の概要（英文）：Surveys targeting Japanese companies doing business abroad and Japanese subsidiaries operating Southeast Asia revealed at least part of the practice of facilitation payments pervasive in some of the region.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	500,000	150,000	650,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	100,000	30,000	130,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：企業倫理学

科研費の分科・細目：経営学

キーワード：賄賂、腐敗、贈賄罪、コンプライアンス、不正競争防止法

#### 1. 研究開始当初の背景

（1）1998 年の不正競争防止法改正によって外国公務員贈賄は規制されるようになり、日本企業が海外で現地公務員に対して賄賂を贈ると処罰される体制ができた。しかし、一部の発展途上国では「公務員が行政的な事務処理を円滑化するための少額の支払い」（ファシリテーション・ペイメント、以下、FP）を求める慣行が残っており、進出日系企業が対応に苦慮している。米国、豪州、韓国など、先進国の一部の国には、FP を規制の対象外とする免責規定があるが、日本の不正競争防止法には免責規定はない。また、日本企業がこの問題について参照する機会の多い経済

産業省発行の「外国公務員贈賄指針」では、「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」のものでない FP は不正競争防止法下における処罰の対象とはならない旨、説明され、FP であっても摘発される可能性を示唆している。企業にとっては、境界線がどこにあうのかが分かりにくい。境界線をはっきりさせるためには、不正競争防止法のなかに免責規定を設けるべきだとの声もある。

（2）国内外において、これまでに FP の実態を学問的に分析、数値化しようとする試みはほとんど行われてきていない。海外に進出す

る企業にとっては FP リスクが依然として高いということがデータ的に示されれば、免責規定の必要性議論にも一石を投じることができるかもしれない。

## 2. 研究の目的

外国公務員贈賄防止のための社体制の整備状況、FP に対する日本企業の対応の現状を把握するとともに、他方において、東南アジア5か国に進出し操業する日系企業による現地での FP 経験を把握することを通じて、当該地域において FP 慣行がどの程度残っているのか、国による FP 発生傾向の違い、FP 発生機会・場所の特徴等を把握することによって、当該地域における FP の実態に迫ることを狙いとするものである。

## 3. 研究の方法

本研究は大きく分けて、二つの段階から成る。

(1) 第一段階では、海外で事業展開する日本企業約 1,000 社を対象に調査票を送付・回収することにより、海外進出企業本社における倫理綱領・倫理行動規範制定状況、外国公務員贈賄防止規定の整備状況、ならびに FP に関する意識・姿勢、ならびに整備状況等を探る。以下、便宜上、「A 調査」と表記する。

(2) 第二段階では、調査対象とする東南アジア5か国(インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ベトナム)で操業する日系企業子会社(各国約 100 社、合計約 500 社を対象)に対して、アンケート調査等を実施するほか、調査者が実際に現地入りして、日系関連組織(日本商工会議所、JICA)の現地事務所を訪問し、職員、専門員等に面談を行い、現地における FP の状況に関する情報を収集する。以下、便宜上、「B 調査」と表記する。

## 4. 研究成果

(1) 2007 年 9 月に実施した「A 調査」では、15.7 パーセントの回答率であった。企業倫理関連の調査にしては比較的高い回収率であったと言える。「B 調査」については、面談調査は 2008 年 10 月から 2009 年 2 月にかけて、書面調査は、2008 年 3 月から 4 月にかけて実施し、面談調査は、2009 年 3 月から 4 月にかけて実施した。回答率は 19.6 パーセントと、国内調査よりも高い数字になった。海外進出企業のこの問題に対する関心の高さが窺える。

(2) 今回の調査を通じて、日本企業の対応不足、ならびに東南アジア 5 か国における FP 慣行の実態の一部を明らかにすることができた。具体的には、以下の諸点にまとめることができる。

(3) 「A 調査」を通じては、海外に進出する日系企業において、倫理綱領等の制定状況、贈賄禁止規定、外国公務員贈賄禁止規定の導入状況が明らかになり、さらに、発展途上国の一部において見られる FP 慣行に対する対応状況(許容または非許容傾向等)をある程度把握することができた。企業規定の整備状況を見る限りでは、外国公務員贈賄防止の問題に対する関心は、日系企業の間において十分な程度に共有されているとは言えないことが把握された。また、FP 慣行への対応については、3 分の 2 強の企業が FP に関心を示していないか、あるいは、FP 問題は自社には関係がないと考えていることがわかった。もっとも、この点については、海外に進出している日本企業といっても、FP 慣行が残っていない先進国でしか事業展開していない企業もかなり含まれると思われる。

(4) 「B 調査」によって、以下の内容が明らかになった。

(a) 東南アジア進出日系企業の FP 経験データ等を通じて、当該地域における FP 発生傾向を把握することができた。具体的には、フィリピンでは 66.7 パーセント、インドネシアでは 81.3 パーセント、タイでは 68.4 パーセント、マレーシアでは 42.9 パーセント、ベトナムでは 93.8 パーセントの回答企業が現地において FP を経験していた。FP が発生する機会・場所としては、地域全体では、税関・税務所がもっとも発生する確率が高く、警察署・路上、市役所・行政事務所と続いた。国別に見ると、フィリピン、インドネシア、ベトナムでは税関における発生率が相対的に高いのに対して、タイとマレーシアでは、警察関連の文脈における FP の発生が相対的に高いことがわかった。このように、「B 調査」は、東南アジア 5 か国における FP 慣行の実態の、少なくとも一部を明らかにすることに成功したということができる。

(b) 東南アジアに進出している日系企業の FP 対応が明らかになった。FP について明確なルールを有している企業は 2 割を下回る程度であったが、その中で半数近い企業が FP を許容していることがわかった。ルール化していない企業も含めると、FP 許容姿勢をとる企業の比率は高いことが把握された。

(c) 調査対象の企業の中で、不正競争防止法の下で外国公務員贈賄が規制されていることを認識していない企業が約 36 パーセントにも達することが把握できた。具体的には、「貴社は、日本の不正競争防止法に、外国公務員贈賄禁止規定があり、違反者(日本人)が処罰される規定があることを会社として認識していますか?」という質問に対して、「a. 認識している」という回答が

63.9 パーセント、「b. 認識していない」という回答が 36.1 パーセントであった。この数値から割り出せば、当該地域で操業する企業のうち 2,000 社近い数の日系企業が自国法による外国公務員贈賄規制の事実を知らないということになる。1998 年の不正競争防止法改正によって外国公務員贈賄規制が導入されて以来、同法を所轄する経済産業省は、啓発講演会の開催を通じてその周知に力を入れてきた。しかしながら、その規制の導入からおよそ 10 年を経た時期に行われた今回の調査は、東南アジアで操業する日系企業の間で外国公務員贈賄規制がまだ十分に周知されていない可能性があることを浮き彫りにした。

(d)「B 調査」の一環として調査者が実際に現地の東南アジア 5 か国の首都に所在する日経組織の事務所を訪問し行った面談調査では、現地における FP 慣行を裏付ける証言が得られた。とりわけ、いくつかの調査対象国において実際に現地公務員が要求してくる金額に関して貴重な証言が得られた。たとえば、インドネシアのあるインフォーマントは、交通違反の場合、インドネシア人は 1 万ルピアか多くてもせいぜい 5 万ルピアぐらいが相場であると話し、別のインフォーマントは「一個の違反につき 5 万ルピア」、さらに別のインフォーマントは、「現地人が 5 万ルピア、外国人は 10 万ルピア」が相場だと証言した。マレーシアのインフォーマントは、交通違反時の「見逃し」に対して「地元の人で 20 リンギット、外国人の場合は 50 リンギットが相場」と話した。これらの国では、現地人と外国人では支払いの求められる金額が異なる（ダブル・スタンダードがある）ことが把握できた。ベトナムのあるインフォーマントは、工業団地にある税関で「裏タリフ」と呼ばれる、非正規の関税徴収の慣行が残っていると証言した。これらの証言は、数値化できないものの、FP 慣行の裏づけになるほか、ダブル・スタンダードの存在、「裏タリフ」の存在等を指摘する価値の高いものである。

(5) 一方で、今回の調査、とりわけ、「B 調査」においては、反省すべき点、今後の調査に向けての改善点が残されていることが認識できた。特に、FP の定義の問題にはいくつかの課題が残った。交通警察による違法な徴収と違反者の見逃しは FP の範疇に入らないのかもしれない。また、ベトナムやタイなどの仏教国に見られる贈答慣行を FP と考えるべきかどうか、そのあたりの線引きをもっと明確にしておけば、より信頼性の高いデータが提示できたと思われる。また、FP の発生傾向と経済発展水準との相関関係の仮説等、更なる観点からの考察の必要性等につい

ても、いくつかの課題が残った。

その課題のうちの一つだけ記しておきたい。今回の調査で、調査者が利用した「FP アプローチ」(FP の定義、概念を含む、一般的なフレームワークを指す)は、調査対象地域において FP の形で現れている社会的、文化的現象を把握し分析するフレームワークとして適していない可能性について疑問が沸いた。具体的には、この「FP アプローチ」、あるいは、一般的な FP フレームワークは、企業(特に先進国の企業)の視点、もしくは、OECD 条約サイドの観点から組まれたものであり、そうした視点・観点が支配しているフレームワークを以ってしては、現地社会の文化的、社会的な現象を的確に捉えることができない、にもかかわらず、そのフレームワークでもってそれを把握しようとしているのではないかという疑問・疑念である。

公務員が少額の支払いを求める現象は、調査対象国にはまだかなり残っていて、その影響を受けるのは先進国の企業関係者だけではない。犠牲になるのは、先進国からの旅行者であつたりもする。また、当然のことながら、現地の市民、住民たちもその犠牲者なのである。しかし、「FP アプローチ」に依拠しすぎていると、その事実が見えなくなる危険性がある。たとえば、そのことは、FP の定義をめぐる議論にも典型的に表現される。しかし、それは、現地では間違いなく是正されなければならない問題なのである。

言い換えるならば、それは、アプローチに関する、ある種のミスマッチが発生していることへの気付であった。この感覚またはこの判断の是非については別に検討するとして、報告者としては、この報告書をまとめるプロセスにおいてこの気付きを得られたことは幸いであった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

梅田徹、日本企業の外国公務員に対する少額の支払い慣行への対応状況に関する調査研究、麗澤学際ジャーナル、査読有、第 17 巻第 2 号、2008、1-14

梅田徹、東南アジアにおける日系進出企業のファシリテーション・ペイメント経験と対応に関する研究調査、麗澤学際ジャーナル、査読有、第 18 巻第 2 号、2010 (予定)

〔学会発表〕(計 1 件)

Toru Umeda, Corporate practices on how to deal with facilitation payments: experiences of Japanese subsidiaries operating in Southeast Asia, 27th International Symposium on Economic Crime, Jesus College, University of

Cambridge, September 1, 2009.

6 . 研究組織

(1)研究代表者

梅田 徹 (UMEDA TORU)

麗澤大学外国語学部・教授

研究者番号：7019935

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし